

放射 性 物 質 の 測 定 結 果

- 1 試料採取日 令和3年10月14日(木)新発田広域クリーンセンター
令和3年10月22日(金)中条地区塵芥焼却場
- 2 測定場所 新発田広域クリーンセンター及び中条地区塵芥焼却場
- 3 測定対象 焼却灰(主灰及び飛灰)
- 4 測定項目 放射性セシウム濃度(セシウム134及びセシウム137)
- 5 測定機関 一般財団法人 新潟県環境分析センター
- 6 測定結果

① 新発田広域クリーンセンター

(単位:ベクレル/kg)

	セシウム134	セシウム137		
主灰	5未満	5未満	検出下限値	5
飛灰	5未満	5	検出下限値	5

② 中条地区塵芥焼却場

(単位:ベクレル/kg)

	セシウム134	セシウム137		
主灰	5未満	5未満	検出下限値	5
飛灰	5未満	6	検出下限値	5

※検出下限値とは、測定される下限の値をいう。

※埋立処分可能な国の基準は8,000ベクレル/kg以下

注) 主灰 ごみを燃やして処理する際に発生する灰のうち、焼却炉から排出される灰(燃えがら)をいう。

注) 飛灰 ごみを燃やして処理する際に発生する灰のうち、排ガス出口のろ過式集じん器によって集められたダスト(ばいじん)をいう。
なお、最終処分場に埋立処分する際は、飛灰の飛散及び重金属溶出防止のため、セメントとキレート剤(重金属固定剤)を添加し、固化した状態で埋立管理していることから、環境省の見解を踏まえて、測定値は固化した灰で表示。